

平成 26 年 6 月 17 日現在

機関番号：12611

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520893

研究課題名(和文) フランス宮廷役人のプロソポグラフィ研究

研究課題名(英文) Prosopographical Reseach of French Court Officials

研究代表者

安成 英樹 (YASUNARI, Hideki)

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・教授

研究者番号：60239770

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、近世フランスにおける宮廷とその構成メンバーである宮廷役人の包括的な分析を目的とする。フランス宮廷は、煩瑣な儀礼で縛られた「黄金の檻」と称されるが、実際には国王を中核として複雑に構成された組織であり、近世のフランス国制理解の上で無視しえない存在でありながら、今日まで詳細な分析が行われていなかった。本研究は、宮廷の国王役人たちに焦点を当てその経歴等を計量的に分析することで、その集団的特質を明らかにするものである。

本研究では、当時宮廷のもっとも重要な部門のひとつであった寝室部、その中心的成員であった第一扈從官および常任扈從官を主たる分析対象とし、その集団的特質を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The main purpose of this research is to elucidate the court structure of Early Modern France and the collective nature of the court officials (officiers royaux) which had played an important role in the french court within. Its Organization is so complex and so changeable that the French court (Maison du Roi) is difficult to grasp the basic structure. Of the various court departments, this research will focus on the king's rooms section (chambre du roi) and its officials, especially premiers valets de chambre and valets de chambre ordinaire who served as attendants to the king, and clarify the collective nature of them.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：フランス近世史 宮廷 官職売買制度 絶対王政 国王役人 絶対王政 権威と権力

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は近世フランスの宮廷構造の解明と、その人員=国王役人たちの特質を、プロソポグラフィの手法を用いて明らかにすることにある。さて、アンシャン・レジーム期のフランス宮廷は、国王の「権力」と「権威」の結節点であり、「王国の統治機構とならんで重要な役割を果たしていたのが、宮廷の諸機関やさまざまな役職である。アンシャン・レジーム期の王政に色濃く残っていた家産制的性格を考える時、一見私的なものと映るこれらの組織が想像以上に重要な公的役割を演じていた」にもかかわらず、「この分野の研究は、現在でもほとんど手つかずの状態にある。」(二宮宏之・阿河雄二郎編『アンシャン・レジームの国家と社会 権力の社会史へ』山川出版社, 27-28頁) したがって、本研究は、複雑きわまる宮廷の全体像を出来る限り精緻に把握すると同時に、宮廷に仕え国王の身辺雑事を処理していた国王宮廷役人たちに焦点を当てていく。

### 2. 研究の目的

フランス宮廷についての概括的な研究を著した近世史家ソルノン(J.-Fr. Solnon, *La Cour de France*, 1987)によれば、「宮廷(宮内府)は、時代にそぐわなくなったものを強引に廃止することなく、新たなサーヴィス部門を継続的に付け加えることで漸進的に構成された、不均質な総体」であった。したがって、時代的に絶えず変遷・変容を続けるその実態を的確に捉えることは、史料上の制約もあって実際にはきわめて困難である。

したがって、本研究では宮廷の全容把握のために、実際にその官職を得て宮廷に籍を置き、日々その場で国王を補佐しつつ起居していた国王宮廷役人を主たる分析対象と定める。いかなる組織も、最終的にはそれを動かす「人」が重要であることは言を俟たない。国王の周辺に侍って日々宮廷を運営していた人々=宮廷役人の個人データをできるかぎり網羅的に集積し、その集団的な特質や果たした機能を見ることで、宮廷の実態を析出しようとするものである。

### 3. 研究の方法

本研究は、国王宮廷役人の集団的な特質を計量的に把握すると同時に、特定の個人に着目し、その生涯を追跡するといった質的分析も加味して多角的分析を行った。宮廷についての研究は、エリアスの古典的分析(『宮廷社会』)のインパクトが強く、先述のソルノンの概括的著述以外にはさほど宮廷に集中して分析した研究がない状況が続いた。しかしながら、2000年以降ダ・ヴィーナやニュートンらのプロソポグラフィカルな研究が次々と現れていて、一転して活況を呈しつつある。本研究でも、ダ・ヴィーナによる国王寝室部に関する一連の研究、Mathieu Da Vinha, *Les valets de chambre de Louis XIV*,

(Perrin, 2004) や Idem, *Alexandre Bontemps; Premier valet de chambre de Louis XIV* (Perrin, 2011)、宮廷の国王同卓者についてのラヴェルニの研究 Sophie De Laverny, *Les Domestiques commensaux du roi de France au XVIIe siècle*, (2002)、ヴェルサイユの宮殿内の各部屋をどの人物が下賜されていたのかを膨大なデータをもとにして解析した William R. Newton, *L'Espace du Roi: La cour de France au château de Versailles 1682-1789* (Fayard, 2000)、および大膳部所属の宮廷役人について詳細に分析した Idem, *La petite cour de Versailles, Services et serviteurs 1682-1783* (Fayard, 2006)、その他資史料を活用し、宮廷の構成員に対する分析を進めた。その際、国王役人たちの出自、就任までのキャリア、就任年齢、在任期間、昇進先、父親および楽譜の経歴、財産形成などを計量的に分析するプロソポグラフィの手法を主として用いる。

### 4. 研究成果

フランス宮廷に関する分析は、前述の通りその概観をとらえることからして困難である。筆者は、まず国王の日常生活を司る宮内府 Maison du Roi および国王の身辺警護を主任務とする近衛府 Maison militaire du Roi の基礎的構造の把握を行い、近衛府については大きく9つの部門に別れていること、その各部門にいかなる宮廷役人が配置されているかを明らかにした。すなわち、1 宮廷聖職者団、2 大膳部、3 寝室部 (3'衣裳部)、4 厩舎部、5 主猟部、6 国王建築事業部、7 儀典部、8 宮殿部、9 宮廷審問部、である。上記の各部門には、それぞれ「王冠の高官」と呼ばれた各部門の長を首座として、数十人から数百人の規模で国王役人が配置されている。当然ながら、時代によってその消長があり、宮廷がヴェルサイユに腰を据える1682年以前においては、たとえば頻りに居城を変える国王および随行する宮廷諸役人たちのその都度の宿舎設営などを担った宮殿部などの任務は重いが、1682年以降はヴェルサイユに定住した宮廷の宮殿内を差配する寝室部や食事に関する責任を負った大膳部が大きな重要性を帯びることになる。

複雑な宮廷の諸部門の宮廷役人をすべて明らかにするのは、史料上の制約もあって困難である。したがって本研究では、国王の居室を管理し、国王の身辺近くできわめて密接に仕えた寝室部の諸役人を主たる分析対象として詳細かつ多角的に考察した。

#### (1) 寝室部の構成

寝室部には、この部門の筆頭であり、「王冠の高官」の一員として数えられるフランス侍従長 grand chambellan de France(代々名門貴族たるブイヨン家の当家が世襲的に務めた)の隷下に、以下のような役職者が配置された。すなわち、寝室部第一侍従 premier

gentilhomme de la Chambre 4 名 (一年交替で勤務)、寢室部第一扈從官 premier valet de chambre (4 名、四半期交替制)、寢室付侍衛官 huissier de la Chambre (16 名、四半期交替制)、控えの間付常任侍衛官 huissier ordinaire de l'antichambre (2 名、半期交替制)、国王執務室付侍衛官 huissier du Cabinet (2 名、半期交替制 semestre)、寢室部常任扈從官 valet de chambre ordinaire (約 32 名、一部は四半期交替、一部は隔年勤務体制)、外套役 porte-manteau (12 名、半期交替制)、常任外套役 porte-manteau (1 名)、銃器役 porte-arquebuse (2 名、半期交替制)、常任大槌役 portemail ordinaire (1 名)、第一理容師兼扈從官 premier barbier et valet de chambre (1 名)、理容師兼扈從官 barbier et valet de chamber (8 名、四半期交替制)、常任理容師 barbier ordinaire (1 名)、王室室内装飾役扈從官 tapissier valet de chambre (8 名、四半期交替制)、時計役 horloger (4 名四半期交替制)、修理役 renoueur (3 名、4 ヶ月交替)、opérateur du roi pour la pierre (詳細不明、1 名)、寢室部常任小姓 garçon ordinaire de la Chambre (6 名、四半期交替制)、寢台家具運搬役 porteur de lits et meubles de la Chambre (9 名、四半期交替制)、といった具合である。この部局には侍医長 premier médecin を初めとして、内科医、外科医、薬師など 60 名を超える国王の侍医団も所属しており、さらには多岐にわたる雑事・雑用を委ねられた多数の使用人、技術者、職人たちが侍従の肩書きを得て多数帰属していた。

彼らは基本的にはその地位を金銭で買った官職保有者 officiers であり、他の多数の官職保有者同様、自立性の高い諸特権を享受していた。すなわち彼らはその地位を購入し、また自由に売却、譲渡、世襲することが可能であった。大逆罪などを犯さなければ、彼らは国王から罷免されることはなかった。国王は、いったんその職を襲えば、任免もままならないような役人集団に囲まれていたわけである。そして、これら官職は国王身边に侍るという榮譽をもつ以上、上位者になればなるほど高額であった。たとえば、上記のうち、序列上位の第一扈從官のポストは、きわめて高額で取引されていることが判明している。すなわち、17 世紀半ばに行われた 2 回の売買ではいずれも 10 万リーヴル、18 世紀には 15 万リーヴル、24 万リーヴルという価格で売買された (これはパリ高等法院評定官の官職価格の約 2.5 倍程度)。一方、財政的欲求から、国王は出来るだけ多くの官職を新設ないし増設したが故に、上記で示したように半期交替制や四半期交替制の仕組みを宮廷役人たちに導入していった。すなわち前者は年間のうち半年を、後者に至っては一年のうちわずか三ヶ月を宮廷での勤務に費やすこととなるのである。逆に言えば、宮廷の顔ぶれは、三ヶ月ごとにほとんど入れ替わる、というような奇妙な状況を呈したのである。

## (2) 第一扈從官の諸相

寢室部は、前述のような各種役人によって構成されていたが、中核的メンバーは、フランス侍従長とその副官的な寢室部第一侍従、そして第一扈從官および常任扈從官であるとされている(より下級になればなるほど、その実態はほとんどわからないままである)。とくに第一扈從官と常任扈從官については、ダ・ヴィーナの詳細な研究があり、これを活用しながら、これらの宮廷役人を多角的に考察していく。「扈從官」の職務・機能は、歴史的には中世後期、13 世紀まで遡ることができる。すでにフィリップ 3 世(位 1270-85)の宮廷内家政部門諸職に"valets"と呼ばれた役人が王の周囲で職務を果たしており、また寢室部扈從官という呼称をもつ役人が 12 名いたことが知られている。シャルル 8 世の時代までの扈從官は、国王に近い仲間内の大諸侯や、あるいは騎士の称号をまだもっていない貴族に対して与えられた称号であった。しかしフランソワ 1 世の時代から、平民がこの称号を得て国王に近侍するようになったとされ、「卑しい」人々にこの職が開放されたから、この地位は宮廷人や生まれながらの貴族たちにとって当然価値が下落した。逆に、国王身边に影のように寄り添う扈從官たちの姿がこの時代以降立ち現れてくる。

なかでも、第一扈從官は非常に重要な役割を果たすことになる。「第一」扈從官の呼称の "premier" はルイ 13 世およびルイ 14 世治世初期にはすでに見られたものの忘れ去られていて、むしろ「常任 ordinaire」の呼称で呼ばれていた。「第一」という職称は、1675 年 5 月 15 日の免状 brevet であらためて再確立された。しかしながら第一扈從官は、職務上他の常任扈從官とは一線を画す存在であった。すなわち、「国王寢室で王のそば近く就寝し、金庫 coffre の鍵を保管する」という職務とされ、他の常任扈從官、ひいては他の宮廷役人のなかでも確固たる威信を確立するにいたる。第一扈從官の定員は 4 名、四半期交替制勤務 quartier として勤務し、勤務を 1~3 月、4~6 月、と 3 ヶ月交替で分担し、たとえば 1 月担当第一扈從官、といったようにそれぞれ最初の担当月で呼称された。ただし、彼らの人数は常に 4 人とは限らない。1611 年には 5 人の第一扈從官があり、彼らは金庫鍵の管理を 2 ヶ月と 12 日ずつ担当した (1611 年のレグルマンの規定)。結局は 1620 年に 4 人に減員され、以後は 4 人体制となる。

第一扈從官は絶えず国王の身边近く侍る必要があり、もし何らかの事由で勤番担当者が不在の場合は、同僚のいずれかがその任を補うことになっていた。たとえば、1665 年 5 月にジェローム・ブルアン Jérôme Blouin が不慮の事故で死去した際、直ちに息子ルイが父の後を襲ったが、彼は 5 才にも満たないにもかかわらず、正式の第一扈從官の称を帯び

ることとなった。これは、宮廷内の重要ポストすら官職売買制度の対象であることの良い証左である。ただし実際には彼は1678年になって初めて第一扈從官の実務に参与するようになってきている（この時彼は18歳であり、第一扈從官の職に携わるには当該年齢がふさわしいとの判断があったと思われる）。したがって、この間第一扈從官は3名のみであり、3ヵ月ではなく4ヵ月勤務となるのが論理的だが、ルイ14世は4人のうちでもっとも若いボンタン Alexandre Bontemps を重用し、彼に2期分の quartier、すなわち6ヵ月分（7月、10月期）を担当させた。それのみならず、ボンタンをブルアンの帯びていたヴェルサイユ都市・庭園・城館長官（管理官）intendant des Ville, Parc et Château de Versailles に任命している。彼は死去する1701年までこの地位を保持し、彼の死後直ちにルイ・ブルアンが後任に任じられた。

1665年のこのボンタン抜擢の人事は、他の2名の先任第一扈從官、ドルネゾン・ド・シャラマンド（1649年就任）とニエール（1653年就任）を差し置いてのものであり、もっとも着任の遅いボンタン（1659年就任）を登用したわけであって、注目に値する。ボンタンの6ヵ月勤務は、これ以後（1678年のブルアン成人まで）13年間継続したと見られ、王と「ボンタン坊や」との緊密な人的関係を予測させる。実際にボンタンは、その死にいたるまで宮廷内で非常に大きな影響力を持った。彼は1626年の生まれで国王ルイよりも12歳年長であり、政治権力をマザランに握られたまま芸術、とくに宮廷バレエに熱中していた時期のルイ14世のごく身近な側近であったと思われる。1650年代に若きルイが自ら演じた宮廷バレエでは、共演者として舞台上がっていたとされる。ルイ14世の10代からの側近であったことが、ボンタンへの長年にわたる（死にいたるまでの）信頼の基礎となった。もう一つ指摘しておきたいのは、こうした舞台＝儀礼に参加することの意義、重要性についてである。アポストリデスがすでに『機械としての王』のなかで鋭く指摘していることであるが、当時の各種の儀礼的行事には、参加する者とただ観客としてみている者の間では大きな優劣が生じていた。当時は、参加する者にこそ大きな威信が付与されるのであり、ボンタンが若い国王の余技に付き合っていただけと断じるのは、その意味を見誤ることになる。

また第一扈從官は、国王諮問会議に関してのみ事務方 huissier として、諮問会議開催の部屋（諮問会議の間、と呼ばれる）の扉の開閉を担当した。この当時王宮の各部屋には侍衛官 huissier が配置され、第一級の資格所持者（国王、フランスの息子、孫、正嫡化された非嫡出子、血統親王まで）には2枚の扉が開かれ、そうでない者には1枚しか開かれられないという厳格な規則があった。とくに諮問会議の議事は重要な国家機密であり、信用ある

人物に扉の管理を委ねるために常任扈從官がこれを担当したのである。また急な使者や謁見希望者を国王に取り次ぐ役目も帯びていた。

何よりも第一扈從官にとっての重要な役目は、国王の就寝時に、その足下ないし脇で寝室内で眠ることである。彼が用いるのは折りたたみ可能な簡易ベッド（戦陣での野営用）であり、夜のあいだ国王の欲求に答えるため、さらに寝室部の（常任）小姓 garson 2名がそば近くに控えていた。第一扈從官は夜間に何事が起こると、小姓の1人を寝室部第一侍従 premier gentilhomme de la chambre（その年の担当者）のもとに走らせる。リュイヌ公に寄れば、ルイ15世の時代には第一扈從官の手首に紐が結びつけられて、その反対の端は王の寝台に届いており、用のあるときはこれを引いて合図をしたという。

ルイ14世は1645年以降、この第一扈從官とともに就寝するという慣行を始めたとおもわれる。当時の慣習として、7才になったルイは、それまでの女官の手から男の家庭教師の手に養育主体が移された。したがって、国王が7才になって初めて第一扈從官の重要な職務が始まると言い換えることもできよう。毎日起床時と就寝時の少なくとも二回、国王と直接面と向かって過ごす機会をもてるのは第一扈從官の大きな特権といえるものであった。ちなみに国王の足下に眠る役目は、つねに第一扈從官に留保されていたものではなく、上司の第一侍従が務める時代もあったということである。

さらにこれ以外にも、第一扈從官は、寝室部所属の下僚に対する命令権も保持していた。常任扈從官を初めとして、侍衛官、理容官、外套担当近侍、タピスリー役、その他の宮廷役人に対して大きな権限を揮えたのである。より非公式な職務ながら、第一扈從官は国王に対する請願書を受領することもあった。ルイ14世は場をわきまえたエチケットを臣下に要求したが、一方で臣民が彼に近づきやすいことを望んだ。ソルノンは、「君主への近づきやすさは、フランス王政の古き伝統」としている。またルイ14世の遺言にも、「歴史家が我らに示すことのできるかぎりの昔より、我らが君主制の独特の特質があるとすれば、それは臣民が君主に自由に、また容易に近づきうるということである」と主張されている。そのために国王への請願書提出は、国制的伝統ともいえるが、それを実際に受け取るのは第一扈從官であったとされる。

また宮廷での外交儀礼、とくに外国大使との謁見に際しても、第一扈從官は重要な役回りを果たした。大使謁見の際には、儀典部の奏上官（半期制）に当該大使を呼びにやらせ、近衛中隊長に応接させる。この間第一扈從官は、国王のすわる肘付椅子を整えておく。

第一扈從官は、このように宮廷内において国王の厚い信頼を受け特殊かつ重要な権限

を有していたのだが、他方で彼らの受け取る俸給 gage は、四半期勤務あたりわずかに 700 リーヴルにすぎない。これは、その官職価格に比してあまりの少額であり、この点だけに關していえばメリットは少ない。しかしながら、その俸給の少なさよりも君主のそば近くに使えることの方がはるかに重要であり、また年金 pension に代表されるように、彼らの収入源は別途存在したのである。

### (3) 常任扈從官の特質

第一扈從官を補佐することが常任扈從官にとっての中心的な職務である。常任扈從官は、ただ単に扈從官 valets de chambre、あるいは「その他の扈從官 autres valets de chambre」と呼ばれた。常任扈從官の員数はルイ 14 世の治世下に少し増員され、また時代とともに変化した。第一扈從官にはいくつかのタイプがあり、はじめ 24 名の常任扈從官が、第一扈從官と同じく毎年四半期交替制 quartier で勤務した。1645 年この VCO とは別に、年に 3 ヶ月は勤務するが、定期的な交替をしないで先の常任扈從官と交互に国王に仕える別のタイプが 14 名存在したようである。両者を合計して 38 名がこの時期(1645)の常任扈從官として、その名が租税法院に登録されている。したがって、国王は四半期ごとに 1 人の第一扈從官の指導下に、8 人の常任扈從官を使役することができた。1664 年より、この複雑な常任扈從官は制度的に安定し、総勢 32 名となった。

起床の儀と就寝の儀は、当時の宮廷儀礼の中でも独特のものであり、ルイ 14 世は死ぬまでこれを厳格に守ったことで知られるが、寢室付きの常任扈從官たちがもっと大きな存在感を示したのもこの儀礼においてであった。たとえば常任扈從官のうち的一名は、国王の寢室を守る任務を与えられた。すなわち、国王の寢室ことが政治権力の中心を象徴していたのであり、1701 年には国王が寢室をヴェルサイユ宮の中心に据えた。寢室は宮殿内の聖なる空間となり、とりわけ欄干を越えて王の寢台が設置された狭い空間がもっとも神聖な場となった。この一種祭壇にも似た空間にはごく限られた人物しか入り込めなくなった。この荘厳さを守護するため、闖入者が不法に入り込んでその平穩を乱されないよう寢台は一日中監視下に置かれた。国王の城館を人々が訪れるようになり、王のいない寢室にも押しかけてきた。来訪者は、あたかもそこに国王がいるかのように寢室でお辞儀をし、挨拶をした(敬意を表した)のである。また国王に供される夜の軽食(コラシオン)についても、常任扈從官は監視役を任された。厨房からはるばると王の寢室まで運ばれる食べ物には毒殺のおそれ絶えずあったが、それゆえ厳しい監視が行われ毒味が行われた。食物が常任扈從官の管轄下に入ると、彼はパンの一切れを国王に供される食物にこすりつけ、それを食べることで毒が盛ら

れていないかを確認した。

こうした常任扈從官の職務については、マリ・デュ・ボワ Marie du Bois の回想録に非常に詳細に記載されていて有益である。デュボワは約三十年にわたって宮廷の出来事と自身の私生活について語っている。彼は最初の頁で第一扈從官の役目について示し、常任扈從官は第一扈從官と違ってかなり若年でもこれを勤めることができたとしている。デュボワの孫コニエ・ド・モンティニは、最初の勤務に 12 歳で就いている。こうした事例は珍しくないが、これはデュボワ自身が孫の教師役を務めるといったような、一種の徒弟修業(apprentissage)を構成していた。また国王寢室の警護は、重要である分気前よく報いられた。ろうそくやパン、ワインといった現物支給だけでもかなりの金額に換算できる物だった。さらには一日あたり 1 エキュ(3 リーヴル)が支給された。国王諮問会議の際、王の肘掛けイスや閣僚のストールを配置するのも常任扈從官の仕事であった。また、王太子の椅子を配置するのも彼らの職務(王太子は、国王と一体で王妃のように一家を構えない)。したがって王太子は、国王と同様に常任扈從官(常任扈從官の人員は国王と共有)らにかしずかれた。

常任扈從官は、第一扈從官同様に国王との間に友人と呼ぶべき関係を築いていた。それはルイ 14 世の彼らに対する振る舞い、接し方にも現れていた。1663 年 8 年ほど宮廷を離れて、息子にその VCO の職務をやらせていたデュボワが再度出仕したとき、デュボワはその年の第一侍從デュ・リュードにあらためて彼を、あたかも初めてその任につくかのように紹介するよう依頼したが、国王はデュボワを認識していたのみならず、非常に親切に彼に言葉をかけたのである。こうした親密な関係史こそが、第一扈從官や常任扈從官と国王の間に構築されていたのである。

### (4) 結論 信頼と忠誠

以上見てきたように、宮廷の寢室部の諸役人、とりわけ第一扈從官や常任扈從官は、きわめて特殊な国王との信頼関係で結ばれ、国王からの深い信任を得ていたことが明確となった。常任扈從官、そしてとりわけ第一扈從官のポストは、国王へ容易に接近しようという理由から、より信頼がおける人物でなければ委ねるわけにいかず、したがって人選は非常に慎重に行われた。17 世紀においても暗殺の危険は依然として存在し、アンリ 3 世、4 世の記憶はまだ生々しく、王の自然的身体が死すべきものであることを白日の下にさらした。サン・シモンによれば、ルイ 14 世はことのほか毒殺を恐れた。そのためにも王権は、宮内役人の選別と任用を通して我が身を守ろうとしたのである。

国王の側近ゆえに、新たに常任扈從官となるものは慎重に審査された。宮内府への出仕が確たるものとなる忠誠宣誓の前に、すでに

その新人はその徳性をすでに確かめられていた。すなわち本人が国王への忠誠心、カトリックの信仰を有していることが調査されている。ロワゾーがいみじくも指摘しているように、(彼の批判する)官職売買制度では、裕福でしかも悪意のある人物が国王の家政部門=宮内府に入り込む可能性があるし、大逆罪、すなわち君主弑逆という事態すら起こりうる(とくに大貴族、王族が手先を潜り込ませられる)という点が強く意識されていたのである。

新参者に対しては、寝室部第一侍従への厳格な忠誠宣誓が行われ、これを経て初めてその官職保有者と認められた。こうした宣誓は、新人の入会時のみならず四半期ごとに職務に復帰する者に対し新四半期がスタートして二日目に繰り返し必ず行われた。すなわち、四半期勤務の初めにこれから三ヶ月間国王に仕える扈從官、侍衛官その他の宮廷役人が一堂に集められて、こうした宣誓が行われたのである。国王とその近しい宮廷役人との関係は、こうした忠誠心こそが核であった。

以上、第一扈從官や常任扈從官といった宮廷役人に着目してその特質を考察してきた。彼らの実態を的確に捉えることで、宮廷のメカニズムや官職売買制度のもつ特質などさまざまな点が析出されたと考える。しかしながら、彼らは数千と見なされる(数すら判然としない)宮廷役人のごく一部であり、これ以外の宮廷諸部門の宮廷役人について、さらなる具体的網羅的な分析を行う必要がある。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1件)

安成英樹「アンシャン・レジーム期フランスの文学に見る身分感覚 モリエール『町人貴族』、ラ・ファイエット夫人『クレヴの奥方』、ラクロ『危険な関係』」『比較日本学教育研究センター研究年報』第8号、2012年3月、27-37頁、査読無。

<http://hdl.handle.net/10083/51879>

[学会発表](計 1件)

安成英樹「アンシャン・レジーム期フランスの文学に見る身分感覚 モリエール『町人貴族』、ラ・ファイエット夫人『クレヴの奥方』、ラクロ『危険な関係』」、『第13回国際日本学シンポジウム(お茶の水女子大学)』2011年7月9日

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

安成 英樹 (YASUNARI, Hideki)

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・教授

研究者番号：60239770